

県南広域振興局長告示第3号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成21年1月9日

県南広域振興局長 勝 部 修

介護保険事業 所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370900938	居宅介護支援事業所さくら館	一関市花泉町涌津字新町 3番地	一関市花泉町涌津字下原 134番地1	平成20年12月15日